

令和4年度寒河江駅前自由市場出店者要項

1 自由市場運営委員会

自由市場に出店する者で運営委員会を組織し、出店にあたってのルール等について協議して、意思統一を図り、企画、運営、実施を行います。

2 自由市場の概要

- (1) 寒河江駅前をはじめとする寒河江の市街地に賑わいのある夢空間を創出するために、みこし公園を中心にほっとな市場「さがえちえり～マルシェ」を開催し、市内外の農産物や特産品、オリジナル商品等、魅力ある物品の直売等を行います。
- 今年度の開催スケジュールは下記のとおりです。(現在決まっている日程のみを記載しています)

3 開催スケジュール（新型コロナウイルスの感染状況によっては、中止する場合があります。）

【通常開催】

	期 日 開催時間	内 容
第1回	6月19日(日) 午前10時～午後3時	イベント等は現在調整中です。
第2回以降の開催につきましては、現在調整中です。詳細が決まりましたら、改めてご案内いたします。		

※ 他のイベントとの調整により開催日開催時間に変更になる場合があります。

※ 今年度はテイクアウト限定のマルシェになります。(会場内での飲食禁止)

【朝 市】※軽トラック等で販売。テントは使用しない。

	期 日 開催時間	内 容
第1回	5月21日(土) 午前6時30分～7時30分	採りたての新鮮な野菜や果物、特産品等を販売
第2回	9月10日(土) 午前6時30分～7時30分	同 上
第3回	10月 8日(土) 午前6時30分～7時30分	同 上
第4回	11月 5日(土) 午前6時30分～7時30分	同 上

※ 他のイベントとの調整により開催日開催時間に変更になる場合があります。

※ 今年度はテイクアウト限定のマルシェになります。(会場内での飲食禁止)

4 会 場 寒河江駅前みこし公園

5 市場の運営

- (1) 農作物や市内外の特産品や海産物、オリジナル商品等を販売する者を募集します。なお、販売品が重複する場合には、出店をお断りする場合があります。
- (2) 販売品のうち、包装してあるものについては、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（J A S法）等の表示基準に基づき適正な表示をすること。
- (3) 食品衛生法の仮設営業許可が必要な食品の販売を行う者は、県村山総合支庁生活衛生課（村山保健所内）から該当営業許可を取得すること。
- (4) 品質については万全を期し、自由市場の評判を高めるものであること。

6 出店方法

- (1) 出店者数は20ブースを上限とする。
1ブースを2.4m×3.6mのテントとし、テントは市場運営委員会で準備する。
※朝市についてテントは使用しないものとする。
- (2) 1ブースに机2とイス2を運営委員会で準備します。それ以外の販売に必要な備品（お釣り、買物袋、冷蔵ケース、照明等）は出店者が用意する。
※朝市については、机とイスの準備はございません。
- (3) 出店料金（各回1,000円）を徴収する。また、会場の電気、運営委員会で準備した発電機を使用する場合は電気使用料1,000円を徴収する。（※学校関係の出店者については、出店料のみ免除とする。）
※朝市については、出店料を無料とする。
- (4) 出店準備は、出店者自らが行うものとし、販売品の搬入及び搬出は、出店者自らの責任において行うものとする。
- (5) 1出店者につき1台の駐車場を確保するものとし、販売品の搬入及び搬出の際の会場への乗り入れについては、運営委員会の指示に従うものとする。
- (6) 新型コロナウイルスの感染対策のため、会場内での飲食を禁止し、**販売商品はテイクアウト商品のみとする。**
- (7) 新型コロナウイルスの感染対策を徹底すること。（アルコール消毒液の設置、接客中のマスクの着用など）

7 出店の申込み

- (1) 出店者については原則公募とする。
- (2) 自由市場に出店しようとする者の審査は、運営委員会事務局が行う。
- (3) 出店を希望する者は、別紙様式（1・2）をFAXで、市商工推進課に申し込むものとします。

次のいずれかに該当する者は、申し込むことができません。なお、暴力団関係者排除のため、警察の協力を得て出店者の確認を行う場合があります。

- ① 出店を希望する者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員若しくはその関係者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき、又は暴力団関係者が法人等の経営に実質的に関与しているとき。
- ② 出店を希望する者等が、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の威力又は暴力団関係者を利用しているとき。
- ③ 出店を希望する者等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ④ 出店を希望する者等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑤ 出店を希望する者等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

8 その他

ここに定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

自由市場についての問合せは、下記にご連絡ください。

※ 新型コロナウイルスの感染状況によっては、中止する場合があります。

※ 今年度は、テイクアウト商品のみの販売となります。ご注意ください。

山形県 寒河江市役所 商工推進課

〒991-8601 山形県寒河江市中央一丁目9番45号

電 話 0237-86-2111（内線421）

FAX 0237-86-7220